

グループホームおおつかの家 運営規程

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎医療生活協同組合が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第 4 条 事業所の名称は グループホーム おおつかの家とする。

(職員の員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次の通りとする。

一、管理者 1 名（計画作成担当者と兼務する場合あり）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

二、計画作成担当者 1 名（管理者が兼務する場合あり）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。

三、介護職員 7名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

入浴、排泄、食事、着替え等の支援

- 一、日常生活上の支援
- 二、日常生活の中での機能訓練
- 三、相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2、介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3、利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

一、食材料費 重要事項説明書に記載する金額を徴収する。

二、水道光熱費 重要事項説明書に記載する金額を徴収する。

三、室料 重要事項説明書に記載する金額を徴収する。

生活保護受給者においては、宮崎市の定める住宅扶助の金額とする。

四、日常生活費 重要事項説明書に記載する金額を徴収する。

五、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用

2、月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3、利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によ

って指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者（要支援 2～要介護 5）であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- 一、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- 二、自傷他害のおそれがないこと。
- 三、常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2、入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2、従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2、従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年二回以上行う。

(感染症対策の強化)

第 17 条 事業所において感染症が発生し、又は、蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 三、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を、それぞれ年一回以上実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二、事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三、事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- 四、第三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束適正化に関する事項)

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を抑制する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一、身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に一回以上開催するとともに、その結果につ

- いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二、身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第20条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施(年一回以上)、訓練(シミュレーション、年一回以上)実施を行うこととする。

(ハラスメント対策の強化)

第21条 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の明確化、職員への周知・啓発、相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備することとする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一、採用時研修 採用後一ヶ月以内
- 二、経験に応じた研修 随時

2、事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、宮崎医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2011年(平成23年)3月1日から施行する。

2014年(平成26年)4月1日一部改定。

2018年(平成30年)6月1日一部改定。

2018年(平成30年)8月1日一部改定。

2019年(令和元年)10月1日一部改定。

2024年(令和6年)4月1日一部改定。

2024年(令和6年)12月15日一部改訂。